

商店街等施設整備事業補助金交付要領

(趣旨)

- 1 商店街等施設整備事業補助金の交付に関しては、商店街等施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象施設の要件)

- 2 要綱別表に規定する知事が定める対象施設の要件は、次のとおりとし、原則、商業団体が所有するものとする。

(1) 駐輪場、駐車場

- ア 開場期間は原則、通年とし、収益向上を見込んだ利用料金の設定をする。
- イ 縁石線、柵その他これに類する工作物により区画されているものとする。

(2) I C カード機器

商業団体が販売促進、顧客管理等のための情報化共同事業を実施する際に必要な次の機器等に限るものとする。

また、施設は商業団体が整備、保有及び維持管理するものとし、経済性及び事業効果等の観点からリース又はレンタル等がより効果的な場合には、リース又はレンタル等を認めるものとする。

なお、顧客に配布するカード、保守料等は、対象経費として認めないものとする。

ア ホストコンピューター

イ 個店端末装置

ウ ハードウェアシステム構築物（ラインを含む。）

エ 上記のものと一体となったソフトウェア

オペレーションシステム・システムプログラム購入費用（パッケージソフト＝既製品に限る。）、システムプログラムカスタマイズ（既製ソフトの改変）費用、システムセットアップ・ソフトウェアのハードウェアへのインストール（組込み）などの手数料

オ ソフトウェア開発委託費及び開発取得に要する経費

(3) 移動販売車

ア 移動販売事業又は商店街への運送事業を週1回以上行うものとする。

イ 取り扱う商品は、原則、商店街のものとし、スーパーマーケット、大規模小売店舗又はチェーン店の独占販売をしないものとする。

ウ 車両本体に係る費用のみを補助対象とし、重量税・自賠責保険料等の諸経費は補助対象外経費とする。

(4) イベントスペース

ア 開場期間は原則、通年とし、収益向上を見込んだ利用料金の設定をする。

イ 商店街のホームページ等で利用募集を行い、使用者から遅延が生じることな

く利用料金を徴収するものとする。

ウ 各月にて利用者がいない場合は、事業実施主体が地域商業活性化に向けたイベントを開催するものとする。

(5) LED街路灯

ア 設置事業については設置数は10基以上とし、原則として30m以内のおおむね等しい間隔で設置するものとする。

イ 改修事業については既設の街路灯を省エネ街路灯（主要ランプにLED照明を使用し、改修前より省エネ効果があるもの）に改修するものとし、原則として3基以上とする。

ウ 個店の名称等を表示した看板等については、補助対象経費としないものとする。

(6) その他、知事が必要と認めるものとする。

(補助事業実施区域の要件)

3 事業実施区域は、原則、小売、サービス又は飲食に係る商店数が5以上かつ商店密度が街路100mあたりおおむね5店以上ある地域とする（ICカード機器整備を除く）。

(LED街路灯の整備における限度額)

4 要綱別表に規定するLED街路灯の整備における知事が定める限度額は、次のとおりとする。

(1) LED街路灯の設置

限度額は、1商店街あたり50万円以上1,000万円以内とする。また、1基あたり11万5千円以内とする。

(2) LED街路灯の改修

限度額は、1商店街あたり25万円以上250万円以内とする。また、1基あたり11万5千円以内とする。

(構成員等が負担する積立金等の要件)

5 要綱別表に規定する構成員等が負担する積立金等における知事が定める要件は、次のとおりとする。

(1) 積立金

商業団体が構成員等から事業費支払日までに定期的に徴収するもので、負担者及び負担内容等が明確なものとする。

(2) 徴収金

商業団体が構成員等から事業費支払に際して臨時的に徴収するもので、負担者及び負担内容等が明確なものとする。

(3) 借入金

商業団体が事業費支払に際して借り入れるもので、借入者、借入先、借入内

容、返済方法、返済負担者及び返済負担内容等が明確なものとする。

(4) その他の資金

商業団体が有する（1）～（3）以外の資金で、負担者及び負担内容等が明確なものとする。

(業者選定の手続)

6 業者の選定は、業者選定委員会によるものとし、その手続方法は次のとおりとする。

(1) 構成

業者選定委員会の構成員は、複数かつ奇数の商業団体の構成員によるものとし、当該請負等対象者及び関係者は構成員とすることができないものとする。

(2) 要件

業者選定委員会の開催は、前項の構成員によるとともに、市町村職員がオブザーバーとして出席するものとし、出席者や審議内容を記載した議事録を作成するものとする。

(3) 事業の概要と予定額の決定

業者選定委員会は、商業団体の予算や総会決定内容に基づき、事業の概要と予定額を決定するものとする。

(4) 業者選定

業者選定委員会は、事業の概要と予定額を3者以上の業者に示し、提案及び見積書を求めるとともに、提案の中から最も経済性かつ事業効果に富んだものを選定するものとする。

選定の際には、具体的理由や経緯等を議事録に詳細に明記するものとする。

(5) その他

提案及び見積書は、施設内容や材料等が詳細かつ明確に判断できるものを求めるものとする。

また、3者以上の業者が関連企業や施工不可能な業者に偏ることがないとともに、材質や施工等において耐久性等に問題が生じないように留意のうえ、審議を行うものとする。

(申請書の提出期限)

7 要綱第5条第2項に規定する知事が定める提出期限は、原則として事業を開始しようとする日の2週間前とする。

(申請書の添付書類)

8 要綱第5条第4項第6号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、商工団体が実施する事業については、（2）及び（3）は提出を必要としない。

(1) 資金計画表（様式第14号）

- (2) 商業団体負担分内訳書（様式第15号）及びその添付資料
- (3) 構成員負担分内訳書兼事業実施等同意書（様式第16号）（構成員の個別負担がある場合及び法人格のない商業団体が事業を実施する場合。）
- (4) 事業実施地・建物が民有に係る場合における当該土地等の使用承諾を証する書類の写し
- (5) 業者選定委員会の委員名簿、議事録及びこれに係る見積書等の写し
- (6) 補助事業の実施に係る総会資料等
- (7) 商店街及び商店の位置並びに補助事業の実施場所を示す地図
- (8) 施設設置前の状況が把握できる写真等
- (9) 車検証の写し（中古の移動販売車の場合に限る。）
- (10) その他知事が必要と認めるもの

（借入金返済の報告）

9 商業団体の代表者は、要綱第13条第2項の規定に基づき、借入金の返済が完了するまでの間は、各会計年度の返済状況等について、翌会計年度の5月末日までに、様式第17号により市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

（報告書の添付書類）

10 要綱第14条第2項に規定する知事が定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、商工団体が実施する事業については、（7）及び（8）は提出しなくとも良い。

- (1) 要綱第5条第4項に掲げる申請書の添付書類のうち、内容等に変更の生じたもの（ただし、軽易な変更によるものは除く。）
- (2) 資金決算表（様式第18号）
- (3) 契約書（業者の名称、代表者氏名及び代表者印等が明記されているもの）の写し
- (4) 請求書（業者の名称、代表者氏名及び代表者印等が明記されているもの）の写し
- (5) 領収書（業者の名称、代表者氏名及び代表者印等が明記されているもの）の写し
- (6) 金融機関の口座振込による払込書の写し
- (7) 借入を行った場合の借入先及び借入内容等を証する書類の写し
- (8) 借入金返済計画書（様式第19号）
- (9) 検査調書（様式第20号）
- (10) 工事中及び施設設置後の写真等
- (11) 車検証の写し（新車の移動販売車の場合に限る。）
- (12) その他知事が必要と認めるもの

（その他）

11 事業実施に際しては、次に掲げるところに従うものとする。

- (1) 契約及び事業開始は、交付決定後に行うものとする。

- (2) 周辺住民等との間で問題等が生じないように調整等を行うものとする。
- (3) 積立金、徴収金、借入金及びその他の資金の管理は、金融機関の口座によるものとし、これに係る通帳、証書及び領収書等は要綱第22条第3項の規定により5年間保管するものとする。
- (4) 事業費の支払は金融機関の口座振込によるものとする。
- (5) 施設の設置後の管理は、商業団体によるものとし、補助事業の目的に沿って行うものとする。
- (6) I Cカード機器等の各個店に設置するものに関しては、商業団体と構成員の間で使用等に係る取決文書を定めるなどにより、管理体制を明確にするものとする。
- (7) 商業団体が設置する施設のうち、所有権を有するものについては、実情に合わせて所有権変更などの所定の手続きをするものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月23日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月5日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

様式第14号

資金計画表

市町村名		商業団体名			
施設種類		事業費計	b	円	

事 業 収 支		契約時まで	工事終了まで	精算時	計	備 考
事 業 支 出 (事 業 費 支 払)					b	
資 金 計 画	補 助 金 (県 + 市 町 村)				c+d	
	積立金					
	徴収金					
	借入金					
	その他の資金					
小 計					b	
補助金が精算払いの場 合の一時借入金						
備 考						

様式第15号

商業団体負担分内訳表

市町村名		商業団体名	
------	--	-------	--

N o .

No.	年月日	内 容	負 担 者	金 額	累 計	備 考
—	—	計	—	—	e	

※添付書類

- ① 構成員が個別に負担する部分がある場合、様式第16号及び通帳等の写し等その内容を証する書面
- ② 一般会計からの繰入部分がある場合、財務状況を明らかにする書類及び通帳等の写し等その内容を証するもの書面
- ③ ①、②以外の者が負担する部分がある場合、契約書、通帳等の写し等その相手方と内容を証する書面

様式第16号

構成員負担分内訳及び事業実施等同意書

市町村名		商業団体名			
施設種類		事業費計	b	円	

N o .

関係構成員	N o .	N o .	N o .	N o .	N o .
店名・代表者名(署名)	年月日	金額	年月日	金額	年月日
計	—	—	—	—	—

* 構成員の個別負担がある場合は、様式第15号に記載した構成員が個別に負担する部分のN o . (名目)ごとに、署名してください。

法人格のない団体については、個別負担の有無にかかわらず、事業実施同意書として構成員全員が署名してください。

構成員に対して、それぞれの負担内容等について、確認することがあります。

樣式第 17 号

借入金返済状況報告書

令和 年 月 日

市町村名		商業団体名	
------	--	-------	--

当 初 借 入 額 (補助金分一時借入は除く。)	当該年度の前年度 までの返済額	当該年度の返済額	当該年度終了時の 借入残額
m 円	円	円	円

No.

様式第18号

資金決算表

市町村名		商業団体名			
施設種類		事業費計	g 円		

事 業 収 支	契約時まで	工事終了まで	精算時	計	備 考
事 業 支 出 (事 業 費 支 払)				g	
補 助 金 (県 + 市 町 村)				h+i	
資 金 決 算	積立金				
	徴収金				
	借入金			m	
	その他の資金				
	小 計			g	
補助金が精算払いの場 合の一時借入金					
備 考 (変更点等)					

様式第19号

借入金返済計画書

市町村名		商業団体名	
------	--	-------	--

N o .

返済年度	令和 年度	合 計						
返 済 額	円	円	円	円	円	円	円	m 円
内 訳	氏名等	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	備 考
	計							
累 計								m

様式第20号

平成 年度商店街等施設整備事業補助金検査調書

検査日 令和 年 月 日

市町村名 課名

職 名 氏名

市町村名		商業団体名	
施設種類		事業費計	g 円

項目	確認	
1 事業の実施において、交付決定内容及び条件に従っていたか。	<input type="checkbox"/>	
2 事業の支出等を明らかにした帳簿を備えているか。	<input type="checkbox"/>	
3 支出等についての証拠書類を整理保管しているか。	<input type="checkbox"/>	
4 自己資金の負担方法は適正か。	<input type="checkbox"/>	
5 借入金やその返済方法などに問題はないか。	<input type="checkbox"/>	
6 事業の記録は整理されているか。	<input type="checkbox"/>	
7 管理体制等は適正か。	<input type="checkbox"/>	
8 その他の確認事項		

※ LED街路灯の整備の場合は別紙を添付してください。

様式第20号別紙

LED街路灯関係事業検査票

市町村名		商業団体名	
------	--	-------	--

項目	検査日等 事前検査 ___月___日 <u>暦</u>	施工検査 ___月___日 <u>暦</u>	完了検査 ___月___日 <u>暦</u>	備考
ポールの材質	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポールの形状、サイズ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポールの肉厚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポールの長さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
アームの溶接部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
塗装の仕上げ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
灯具の寸法及び形状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
灯具のシェード部分の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポール又はアームの歪み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
塗装、表面処理の仕上がり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
看板、町名板、フラッグバー、枝差し等の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基礎工事が図面どおりか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
電線類との接触等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他の確認事項				

※ 改修の場合には、該当する項目のみ検査（非該当部分はその旨を備考に記載）してください。